

重要事項説明書・同意書（一般墓地用）

この書類は、木津川市市営墓地（一般墓地）の使用にあたり、大切なことをご説明するものです。必ず内容をご確認いただき、同意欄に署名してください。

1. 木津川市市営墓地について

木津川市市営墓地は、木津川市が設置する墓地です。墳墓として一般墓地と合葬墓地を設けています。

名称：思いでの丘霊園	位置：木津川市城山台九丁目 3 番地 ほか
------------	-----------------------

※市営墓地を使用できるのは、市長の使用許可又は承継許可（以下「使用許可等」という。）を受けた方（以下「使用者」という。）です。

※使用許可等に基づいて市の施設を使用いただくもので、墓地の販売ではありません。

2. 一般墓地について

一般墓地は、焼骨を埋蔵し、墓碑等を設置するために区画された墳墓です。各区画は、更地の状態で、墓碑・巻石等の工作物は使用者が自らの負担で設置します。

区画の規格	縦 1. 2 m × 横 1. 2 m （1. 4 4 m ² ）
-------	--

3. 一般墓地の使用期間

使用者は、使用許可等を受けた一般墓地の区画（以下「使用区画」という。）を、条例違反等により使用許可等を取り消されない限り、継続して使用することができます。使用者が死亡した時は、あらかじめ指定した方（祭祀主宰者）が、市長の許可を得て承継することができます。

4. 一般墓地の使用目的・方法

使用者は、次の目的のために使用区画を使用できます。いずれの場合も 7 日前までに申請して市長の許可を得てください。また使用後 7 日以内に完了の届出をしてください。※円滑な墓地使用のため、申請前に必ず市役所担当課に連絡をしてください。

（1）焼骨の埋蔵

埋蔵できるのは、次のいずれかに該当する方の、火葬された焼骨に限ります。

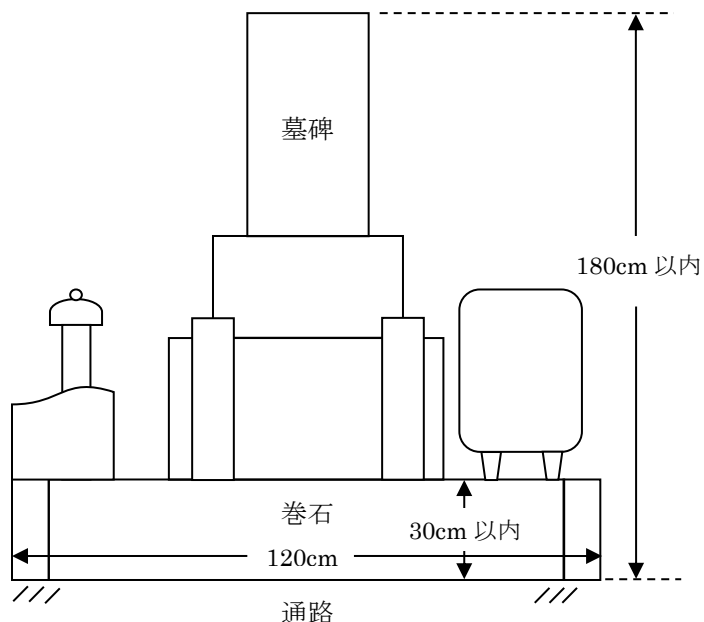
ア 原使用者（当初に使用許可を受けた方です。）
イ 原使用者の血族（養子縁組による法定血族の方や胎児を含みます。）
ウ ア・イの方の配偶者（事実婚関係の方を含みます。）
エ ア・イの方の親族（死亡時に、同居していたか同一生計であった方に限り、胎児を含みます。）

(2) 墓碑・巻石等の設置

設置できる工作物は、次の基準に合致するものに限ります。

工作物	基準	
墓 碑	設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用区画内に2基以上設置しないこと。 ・使用区画に接する南北方向の通路を正面として設置すること。
	寸法等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（通路面から180cm以内）とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・表示は、原則として次のいずれかとすること。 ・使用者の家名（「〇〇家」「〇〇家之墓」等） ・抽象的な表現（「やすらぎ」「和み」等）
巻 石	設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・他の工作物を設置する日又は焼骨を埋蔵する日のいずれか早い日までに設置すること。 ・使用区画の内周4辺に設置すること。
	寸法等	<ul style="list-style-type: none"> ・間口(120cm)、奥行き(120cm)、高さ(通路面から30cm以内)とすること。 ※間口・奥行きは必ず120cmとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材質は石とすること。
全ての工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は、使用区画の境界外に張り出さないこと。 ・工作物は、高さ（通路面から180cm以内）とすること。 ・工作物の形状、色、表示等は、公序良俗に反さず、市営墓地の清浄、尊厳、風紀又は静穏を乱すおそれがないこと。 	

(工作物設置基準寸法図)



(3) 焼骨の掘り起し・工作物の撤去

焼骨の掘り起こし、工作物の撤去を行う場合も申請が必要です。

5. 一般墓地の使用料等

使用者は、次の使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）を納付しなければなりません。

区分	金額	納期限	納付方法	備考
使用料	360,000円	使用許可の日の20日後	納付書で一括納付	使用許可時に1回納付
管理料	年額5,000円	毎年度5月末日	口座振替又は納付書で一括納付	墓地の維持管理等に係る費用（毎年納付）

※初年度管理料の納期限・納付方法は使用料と同じです。

※一旦納付された使用料等は還付できません。

※使用料・初年度管理料が納期限までに支払われない場合や管理料が3年分納付されなかった場合は、使用許可等を取り消します。

※使用料等が納付されるまで、焼骨の埋蔵、工作物の設置は許可できません。

6. 変更の届出

使用者は、使用者又は祭祀主宰者となるべき方（使用者の次に原使用者の祭祀を主宰する方）に次の事項の変更があったときは、14日以内に市長に届け出てください。

住所、氏名（使用者については、戸籍届出等により氏名の変更があった場合に限る。）、本籍、筆頭者、電話番号、使用者との続柄（祭祀主宰者となるべき方に限る。）
--

7. 一般墓地の承継等

使用者が死亡したときは、祭祀主宰者は、速やかに次の手続を行ってください。

区分	手続
使用区画を継続して使用する場合	使用許可の承継の申請
使用区画を返還する場合	使用許可（承継許可）の取り消しの届出

※承継許可を受けた後、祭祀主宰者は使用者となり使用区画を使用することができます。（承継後も、埋蔵できる焼骨等の使用条件・制限は変わりません。）

※3年間手続をされなかった場合、使用許可を取り消します。

8. 一般墓地の返還

使用者（使用者が死亡した場合は、祭祀主宰者）は、一般墓地を使用しなくなったときは、市長に使用許可等の取り消しを届け出てください。

この場合、焼骨の掘り起こし、工作物の撤去等（別途申請が必要です。）を行い、使用区画を原状回復して返還しなければなりません。

9. 一般墓地の使用条件・制限

一般墓地の使用には、上記の項目に掲げるもののほか、次のような条件・制限があります。これらの条件・制限の他、木津川市市営墓地条例、同条例施行規則、その他市長が付した条件等に違反したときは、市営墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用区画の転貸等を行うことはできません。
- (2) 営利を目的とした使用はできません。
- (3) 焼骨の埋蔵、墓碑等の設置その他の墳墓本来の使用目的以外の目的には使用できません。
- (4) 木竹・植物を植栽することはできません。
- (5) 墳墓・工作物の損害について、市は賠償の責任を負いません。
※市の瑕疵による損害の場合を除きます。
- (6) 使用区画の清浄と尊厳を維持して適切に管理してください。
※使用区画の清掃、除草は、使用者が責任を持って行ってください。
- (7) 焼骨の埋蔵・掘り起し、工作物の設置・撤去等にあたっては市長の指示に従ってください。
- (8) 祭祀主宰者となるべき方を指定して、市長に届け出てください。
※祭祀主宰者となるべき方には、市営墓地の使用等について十分ご説明ください。
- (9) 各種の手続を行う際には、使用許可・承継許可時にお渡しする使用許可書を提出してください。
※使用許可書を紛失したときは、届け出て再交付を受けてください。

10. その他

使用許可の取り消し後、使用区画を原状回復して返還されないときは、市長が原状回復を行います。この場合、市長は必要に応じて使用区画に設置された工作物を処分し、埋蔵された焼骨を合葬墓地に改葬します。使用者（使用者が死亡した場合は、祭祀主宰者）は、これらに要した費用を支払わなければなりません。

(同意欄)

上記の重要事項の内容を確認し、これに同意します。また、木津川市が、使用許可等その他の市営墓地の管理を行うにあたり必要な、住所、氏名、本籍、筆頭者、市税の納付状況（使用許可を行う場合に限る。）その他の個人情報を確認することに同意します。

年 月 日 _____ 年 月 日

申 請 者 住 所 _____

氏 名 _____

※本人自署